指定給水装置工事事業者のみなさまへ

川崎市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ~ 平成 11 年 3 月 31 日	令和元年9月30日~ 令和2年9月29日まで
平成 11 年 4 年 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日	令和元年9月30日~ 令和3年9月29日まで
平成15年4年1日~平成19年3月31日	令和元年9月30日~ 令和4年9月29日まで
平成19年4年1日 ~ 平成25年3月31日	令和元年9月30日~ 令和5年9月29日まで
平成25年4年1日~ 令和元年9月30日	令和元年9月30日~ 令和6年9月29日まで

- ●指定更新の要件は<u>新規指定と</u> 同様です。
 - 〇更新申請に必要な書類
 - · 指定給水装置工事事業者指定申請書
 - 機械器具調書
 - <mark>定款の写し</mark>及び<u>登記事項証明書</u>(法人) 又は住民票(個人)
 - 選任する主任技術者の確認書類 (免状の写し又技術者証の写し)
 - 〇指定更新手数料

1件につき 10,000円(非課税)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者 さま宛に、<u>郵送にて通知します。</u>

なお、郵便の不着や未更新の方への<u>再通知はいたしま</u> せん。

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ※<u>法令第25条の8</u>及び<u>省令第36条</u>に基づいた事業の基準及び 運営の基準について確認
 - i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
 - ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは 川崎市上下水道局給水装置課 TEL:044-200-3141